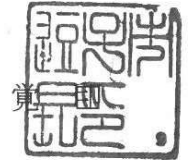




諮 問 第 4 号
2022 年（令和 4 年）3 月 10 日

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 安 達 和 志 様

逗子市長 桐ヶ谷



個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度に係る
対応について（諮問）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）が令和 3 年 5 月 19 日に公布されたことを受け、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）が改正され、同法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを想定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することとされました。

個人情報保護法の改正規定のうち、地方公共団体の機関については、公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されるため、本市の個人情報保護制度についても対応を講じる必要が生じております。

つきましては、逗子市個人情報保護条例第 28 条第 2 項の規定に基づき次のとおり諮問します。

諮問事項

- （1）改正後の個人情報保護法にて、条例で定める必要があるとされている事項について
- （2）改正後の個人情報保護法にて、条例で定めることができるとされている事項及び条例で定めることが妨げられるものではないとされている事項について
- （3）その他事項について

【事務担当】

総務部情報公開課

条例で定める必要があるとされている事項

No	項目	関連条文		改正法の内容	対応の方向
		改正法	条例		
1	自己情報開示に係る手数料について	89条 2項	19条	行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。 2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。	従来通り、手数料は徴収せず、実費のみ徴収する予定。 実費～コピー料金（白黒1枚10円、カラー1枚60円）CD1枚95円、郵送料

条例で定めることができるとされている事項

No	項目	関連条文		改正法の内容	対応の方向
		改正法	条例		
1	条例要配慮個人情報について	60条5項	2条6条2項	「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。	近隣各市の状況を確認するが、現段階では地域の特性等を考慮した条例要配慮個人情報は規定しない方向。
2	個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項について	75条5項	7条	地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。	現行制度を維持する方向。
3	審議会への諮問	129条	別紙1のとおり	地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。	検討中

条例で定めることができるとされている事項

No	項目	関連条文		改正法の内容	対応の方向
		改正法	条例		
4	本人開示等請求における不開示情報の範囲について	78条2項	別紙2のとおり	別紙2のとおり	条例で規定はしない。（法に規定する非開示情報の各号のいずれかに該当するか判断することとなると考えている。）
5	任意代理人による請求に際し、必要に応じて本人に対して確認書を送付し、その返信をもって本人の意思を確認する手続きを定める規定について	108条	なし	この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。	近隣各市の状況を確認し対応したいと考えている。
6	開示決定等の期限について、法の規定よりも短い期限に設定する旨の規定について	108条	16条	この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。	現行の7日を維持する方向。 延長は現行の30日を維持する方向。
7	訂正決定等を行うべき期間に上限を設け又は期間の延長に請求者の同意を要するとする規定について	108条	22条	この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。	現行の45日を維持する方向。

条例で定めることが妨げられるものではないとされている事項

No	項目	関連条文		改正法の内容	対応の方向
		改正法	条例		
1	個人情報保護委員（救済機関）の設置	一	27条	Q 5－9－3 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行った開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等について、行政不服審査法に基づく審査請求とは別に、不服の申出を受ける独自の制度を設けることはできるか。 A 5－9－3 法、行政不服審査法等の関係法令に違反しない限り、地方公共団体の判断により、行政不服審査法に基づく審査請求とは別に、不服の申出を受ける独自の制度を設けることは妨げられません。	現行制度を維持する方向

内容	現行	改正法
審議会の設置	この条例による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、逗子市個人情報保護運営審議会を置く。 2 審議会は、この条例により付与された権限に属する事項及び番号法第28条第1項の規定による特定個人情報保護評価の実施に関する事項を行うとともに、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する。	地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。
取扱いの制限	実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報の取扱いをしてはならない。ただし、法令若しくは条例の規定に基づいて取り扱うとき又は逗子市個人情報保護運営審議会(第28条第1項を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で正当な事務の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。(1) 人種及び民族(2) 思想、信条及び宗教(3) 犯罪歴(4) 社会的差別の原因となる社会的身分。(第6条関係)	地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる(法第129条)。以上において、「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方について専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。この点、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。令和3年の法改正では、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を委員会が一元的に担う仕組みが確立されたところ、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和3年改正法の趣旨に反するものである。なお、法及びガイドライン等の適正な運用をもって個人情報の保護が図られることとなることに加え、地方公共団体は、法第166条に基づき、専門性を有する委員会に助言を求めることも可能であることから、個別の事案について重ねて審議会等の意見を聴くことが必要となる場面は少なくなると考えられる。(ガイドライン9-4)
収集の制限	本人から収集することで市の機関又は国若しくは他の地方公共団体の機関が行う当該事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがある場合であって、実施機関が審議会の意見を聴いた上で必要があると認めたとき。(第8条関係)	
利用及び提供の制限	(1) 法令又は条例の規定に基づき利用し、又は提供するとき。(2) 本人の同意に基づき利用し、又は提供するとき。(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき。(4) 前3号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で必要があると認めて利用し、又は提供するとき。(第10条関係)	
オンライン結合	実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。(第11条関係)	

審議会に係る個人情報保護委員会の考え方

ガイドライン（案）	9-4 地方公共団体に置く審議会等への諮問 地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる（法第129条）。以上において、「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方について専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。この点、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。令和3年の法改正では、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を委員会が一元的に担う仕組みが確立されたところ、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和3年改正法の趣旨に反するものである。なお、法及びガイドライン等の適正な運用をもって個人情報の保護が図られることとなることに加え、地方公共団体は、法第166条に基づき、専門性を有する委員会に助言を求めることも可能であることから、個別の事案について重ねて審議会等の意見を聴くことが必要となる場面は少なくなると考えられる。
事務対応ガイド（案）	8-6 地方公共団体に置く審議会等への諮問 地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる（法第129条。ガイドライン9-4（地方公共団体に置く審議会等への諮問）を参照のこと。）。以上において、「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方について専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。この点、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。令和3年の法改正では、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を委員会が一元的に担う仕組みが確立されたところ、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和3年改正法の趣旨に反するものである。なお、法及びガイドライン等の適正な運用をもって個人情報の保護が図られることとなることに加え、地方公共団体は、法第166条に基づき、専門性を有する委員会に助言を求めることも可能であることから、個別の事案について重ねて審議会等の意見を聴くことが必要となる場面は少なくなると考えられる。

Q 6－1－2 地方公共団体の機関が法第114 条第1 項の規定に基づき法第112 条第1 項の提案の審査を行う場合において、法第129 条の規定により、審議会等に対して諮問を行うべき旨を法施行条例で定めることは許容されるか。

A 6－1－2 法第114 条第1 項各号に定める基準については、委員会においてその解釈を示すものですが、同項第4号の「事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること」についての審査に当たり参照する基準の策定のために、必要な専門的知見を有する有識者に対して意見聴取を行うことは妨げられるものではなく、法第129条の規定により、法施行条例に定めを置いて、当該基準について専門的知見を有する委員で構成される審議会等に対して諮問することも妨げられません。なお、この場合であっても、法第114条第1項第4号の適合の有無の判断は「行政機関の長等」が行うものであり、審議会等が実質的な判断を行うことはできないことに留意する必要があります。

Q 7－1－1 法第129 条で規定する「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるとき」とは具体的にどのような場面を想定しているのか。

A 7－1－1 「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるとき」とは、単に諮問をする必要があるというだけでなく、例えば、以下の場合が想定されます。

- ・ 定型的な案件の取扱いについて、専門的知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った運用ルール細則を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合
- ・ 地方公共団体等が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合なお、いわゆる「オンライン結合制限」や目的外利用制限などに関する規律として、個別案件における個人情報の取扱いについて、類型的に審議会等への諮問を行うべき旨を法施行条例で定めることは許容されません。一方で、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26 年特定個人情報保護委員会規則第1 号）第7 条第4 項に基づき審議会等に意見を聴く場合等、法第129 条の規定に関わらず、個人情報保護法以外の法令に基づき、審議会等に対し意見を聴くことは妨げられません。

Q 7-1-3 法施行条例において、審議会等が諮問に基づかずに行う調査、審議又は意見陳述に関する規定を設けることは可能か。

A 7-1-3 法第129 条は審議会等に対して地方公共団体の機関が行う諮問について規定するものであり、地方公共団体が附属機関等として設置する審議会等が自発的に行う調査、審議又は意見陳述を妨げるものではありません。ただし、地方公共団体が調査等を受けることを事実上の要件としたり、審議会の意見を尊重することを義務として定めるような法施行条例の規定を設けることはできない点に留意する必要があります。

Q 7-1-4 法第129 条の規定に基づく審議会等への諮問について、諮問先の審議会等の構成員に専門的な知見を有する学識経験者等だけでなく、公募で選ばれた住民代表も含めても良いか。

A 7-1-4 法第129 条の規定に基づく審議会等への諮問については、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」に行うことができることとされており、諮問事項についての専門的な知見を有さない住民代表のみで構成された審議会等に対して諮問を行うことは、本条の規定の趣旨に反し、認められません。一方で、地方公共団体が審議会等の場を活用して、専門的な意見に対する住民の反応を確認する趣旨で住民代表からの意見を聞くこと自体は妨げられるものではなく、このような趣旨で専門的知見を有する構成員と住民代表たる構成員により審議会等を構成することも妨げられません。

改正個人情報保護法と情報公開条例の不開示情報の比較

(別紙2)

No	改正個人情報保護法第78条	逗子市情報公開条例第5条		備考
		公開するとされている情報	不開示情報	
1	1 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報	—	第5条第2項第3号エ 公開することにより、公共の安全及び秩序の維持並びに人の生命、身体、健康、財産、生活又は地位の保護に支障が生じるもの	
2	2 開示請求者以外の個人に関する情報。ただし、次に掲げる情報を除く	—	第5条第2項第1号 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの	
3	イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報	第5条第2項第1号ア 何人でも法令の定めにより閲覧することができるものとされているもの 第5条第2項第1号イ 本人が公表することを希望し、又は同意しているもの 第5条第2項第1号ウ 公表することを目的として作成し、又は取得したもの	—	
4	ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報	第5条第2項第1号オ 人の生命、身体、健康、財産、生活又は地位を保護するため、公開することが必要であると認められるもの	—	

改正個人情報保護法と情報公開条例の不開示情報の比較

(別紙2)

No	改正個人情報保護法第78条	逗子市情報公開条例第5条		備考
		公開するとされている情報	不開示情報	
4	ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分	第5条第2項第1号エ 公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の <u>氏名</u> 、職及び職務遂行の内容に係るもの	—	公務員等の氏名については、法第78条第2項イ「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」として解釈できるため
5	3 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く	第5条第2項第1号オ 人の生命、身体、健康、財産、生活又は地位を保護するため、公開することが必要であると認められるもの		

改正個人情報保護法と情報公開条例の不開示情報の比較

(別紙2)

No	改正個人情報保護法第78条	逗子市情報公開条例第5条		備考
		公開するとされている情報	不開示情報	
6	イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの	—	第5条第2項第2号 法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び土地開発公社を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が明らかに損なわれると認められるもの	
7	ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの	—		
8	4 <u>行政機関の長</u> が第八十二条各項の決定(以下この節において「開示決定等」という。)をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報	対象外		行政機関の長⇒法第2条第8項により逗子市は対象外となる

改正個人情報保護法と情報公開条例の不開示情報の比較

(別紙2)

No	改正個人情報保護法第78条	逗子市情報公開条例第5条		備考
		公開するとされている情報	不開示情報	
9	5 <u>行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）</u> が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報	対象外		行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）⇒逗子市対象外
10	6 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	—	第5条第2項第3号ア 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等(国又は他の地方公共団体をいう。以下同じ。)の機関、独立行政法人等若しくは土地開発公社との間における調査、研究、検討、審議等の意思決定過程における情報であって、公開することにより公正又は適正な意思決定を著しく妨げるもの	
11	7 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの	—	第5条第2項第3号 市が実施する事務又は事業に関する情報であって、公開することにより当該事務又は事業の公正又は円滑な執行に著しい支障を来す情報で次に掲げるもの	

改正個人情報保護法と情報公開条例の不開示情報の比較

(別紙2)

No	改正個人情報保護法第78条	逗子市情報公開条例第5条		備考
		公開するとされている情報	不開示情報	
12	イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ	—	第5条第2項第3号ウ 市の機関等が行う監査、検査、取締り、徴税等の計画又は実施要領、渉外、争訟及び交渉の方針、試験問題、採点基準、用地買収計画<u>その他市の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって</u>、公開することにより当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の目的を失わせるもの又は公正かつ円滑な執行を著しく妨げるもの 第5条第2項第3号エ 公開することにより、公共の安全及び秩序の維持並びに人の生命、身体、健康、財産、生活又は地位の保護に支障が生じるもの	「国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」については、下線部分「当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の目的を失わせるもの又は公正かつ円滑な執行を著しく妨げるもの」と解釈できるため

改正個人情報保護法と情報公開条例の不開示情報の比較

(別紙2)

No	改正個人情報保護法第78条	逗子市情報公開条例第5条		備考
		公開するとされている情報	不開示情報	
13	□ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ	—	第5条第2項第3号エ 公開することにより、公共安全及び秩序の維持並びに人の生命、身体、健康、財産、生活又は地位の保護に支障が生じるもの	
14	ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ	—	第5条第2項第3号ウ 市の機関等が行う監査、検査、取締り、徴税等の計画又は実施要領、涉外、争訟及び交渉の方針、試験問題、採点基準、用地買収計画その他市の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の目的を失わせるもの又は公正かつ円滑な執行を著しく妨げるもの	

改正個人情報保護法と情報公開条例の不開示情報の比較

(別紙2)

No	改正個人情報保護法第78条	逗子市情報公開条例第5条		備考
		公開するとされている情報	不開示情報	
15	ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ	—	第5条第2項第3号イ 市、国等の機関、独立行政法人等又は土地開発公社(以下「市の機関等」という。)との間における照会、回答、依頼、委任、協議等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより国等、独立行政法人等又は土地開発公社との協力関係を著しく損なうもの	
16	ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ	—	第5条第2項第3号ア 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等(国又は他の地方公共団体をいう。以下同じ。)の機関、独立行政法人等若しくは土地開発公社との間における調査、研究、検討、審議等の意思決定過程における情報であって、公開することにより公正又は適正な意思決定を著しく妨げるもの	

改正個人情報保護法と情報公開条例の不開示情報の比較

(別紙2)

No	改正個人情報保護法第78条	逗子市情報公開条例第5条		備考
		公開するとされている情報	不開示情報	
17	へ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ	—	第5条第2項第3号ウ 市の機関等が行う監査、検査、取締り、徴税等の計画又は実施要領、渉外、争訟及び交渉の方針、試験問題、採点基準、用地買収計画その他市の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の目的を失わせるもの又は公正かつ円滑な執行を著しく妨げるもの	
18	ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	—	第5条第2項第3号イ 市、国等の機関、独立行政法人等又は土地開発公社(以下「市の機関等」という。)との間における照会、回答、依頼、委任、協議等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより国等、独立行政法人等又は土地開発公社との協力関係を著しく損なうもの	情報公開条例解釈運用基準 第5条第2項第3号イ関係 市が保有する情報の中には、国等、独立行政法人等又は土地開発公社との照会、回答、依頼、委任、協議等の関係の下に作成し、取得したものがある。これらの情報を市の独断で無制限に公開すると、国等、独立行政法人等又は土地開発公社の事務事業の執行に支障が生じるばかりでなく、ひいては協力関係を著しく損なうことがある。この項目は、こうした情報を非公開にすることを明らかにしたものである

改正個人情報保護法と情報公開条例の不開示情報の比較

(別紙2)

No	改正個人情報保護法第78条	逗子市情報公開条例第5条		備考
		公開するとされている情報	不開示情報	
19	記載なし（以下QA集より） Q 5 - 4 - 3 他の法令の規定等により開示することができない情報は、法第78条第1項各号において明示的に不開示情報とはされていないが、このような情報を不開示情報として取り扱うことはできるか A 5 - 4 - 3 法第78条第1項各号の不開示情報は、保護すべき権利利益に着目して分類したものであり、多様な情報に関し、可能な限り明確かつ実質的な判断により開示されるようにするため、不開示により保護しようとしている情報の類型ごとに定性的な支障の有無等を規律しているものです。そのため、他の法令の規定等により開示することができないとされている場合、通常これらの類型に該当するものと考えられますが、当該情報が法第78条第1項各号のいずれに該当するかを実質的に判断する必要があります	—	第5条第2項第4号 法令若しくは条例の規定又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第2項及び第3項の規定による基準その他実施機関が法律上従う義務を有する国又は都道府県の機関の指示により公開することができないとされているもの	

上記対比の結果、改正法第78条第2項に基づく、「情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの」はないと考えます。